

外国語指導助手派遣業務に係る仕様書

1 業務事業名

外国語指導助手派遣業務

2 目的

綾部市立小・中学校において、外国語指導助手（以下「ALT」という。）が指導することにより、児童・生徒に楽しみながら、生きた外国語を身に付けさせる。また、幼稚園等において、園児に外国の文化や生活習慣を理解させるなど国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

3 派遣期間及び人数

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3か年）

派遣人数は小学校配置2名、中学校配置1名とする。

4 就業日時

- (1) 就業日は、原則として、月曜日から金曜日（国民の祝日、長期休業期間を除く。）までとし、就業時間は、午前8時30分から午後4時45分までとする。1週間の総就業時間は36時間15分とし、1日の就業時間数は7時間15分未満とする。ただし、1日の授業時数は6时限以内とする。
- (2) 派遣元はALTと協議し、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に振替えて業務を行うことできる。この場合は、総就業時間の範囲内において調整を行うものとする。
- (3) ALTの都合により業務が実施できない時は、派遣元は代わりのALTにより業務を履行するか、又は未実施分を教育委員会と調整の上、就業期間中の他の日に実施する。

5 就業場所

就業場所は、中学校6校、小学校10校、幼稚園1園を基本とする。

6 業務内容

- (1) 小学校及び中学校英語授業における英語指導
- (2) 小学校外国語活動における指導
- (3) 幼稚園等における外国語活動及び国際理解教育
- (4) 教職員等との英語会話の実演
- (5) 教職員等に対する英語研修
- (6) 教職員等に対する効果的な指導方法の提案
- (7) 綾部市が実施する英語活動事業等に参加する児童・生徒等への指導
- (8) 綾部市又は綾部市教育委員会が必要と認める学校行事、国際交流事業、地域行事などにおける交流及び英語指導

- (9) 英語教材作成の助言
- (10) 上記各項に付随又は関連する業務
- (11) その他教育長又は校園長が必要と認め、ALTが合意する業務

7 資格・資質等

ALTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語（第一言語）とし、大学以上の教育機関を卒業していること、又は同等の能力を有する者であること。
- (2) 健康診断を受診し、心身ともに健康であり、職務に専念することができること。
- (3) 業務の履行上、要する日本語会話能力を有すること。
- (4) 日本での生活と教育に適応性があり、綾部市での生活に溶け込む積極性があること。
- (5) 社会人としての常識や責任感があること。
- (6) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、協調性があること。
- (7) 外国語指導の能力があること。（指導業務又は教職経験を有することが望ましい。）
- (8) 就業時間を厳守すること。
- (9) 業務の履行に必要な就労ビザを取得していること。
- (10) 法令等を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (11) 指導者としてふさわしい態度・服装等をすること。

8 法令の遵守等

業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守ること。また業務終了後も守秘義務を厳守すること。

9 派遣業務履行状況の調査

派遣業務履行状況の調査、改善は、次のとおりとする。

- (1) 派遣先は、必要と認めるときは、派遣元に対し、派遣業務の実施状況に関し報告を求めることができる。
- (2) 派遣先が、派遣業務の実施状況に問題が生じていると判断した場合、派遣元は調査の上、必要な改善をはかること。

10 派遣元において負担するべき事項

ALTの渡航費、交通費、その他人事労務管理費等、派遣業務の履行に要する一切の費用は、派遣元の負担とする。

11 訪問計画

学校等への訪問計画については、派遣元において、あらかじめ学校等とスケジュール調整を行うものとし、決定した訪問計画について教育委員会に報告するものとする。

1.2 契約の締結

本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第2号の規程により、令和8年3月綾部市議会定例会の議決をもって締結するものとし、議決が得られなかつた場合には、契約を締結しない。

1.3 契約金の支払等

契約金は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額とする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

契約金の支払いは、令和8年4月1日から令和11年3月31日とし、毎月後払いとする。派遣元は、前月分の業務に係る報告書及び請求書を教育委員会に提出し、教育委員会は翌月末までに派遣元の指定する金融機関の口座に契約金（契約金を契約月数で除した金額）を振り込むものとする。この場合において、各月の支払額に円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終月の請求に加えて支払うものとする。

1.4 その他

- (1) ALTの保険、業務中に発生した事故等は全て派遣元の責任において対応するものとする。
- (2) 業務中に派遣元又はALTの責に帰す理由により、教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償するものとする。ただし、その発生が教育委員会又は学校に帰する場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合はその都度双方協議するものとする。